

定 款

特定非営利活動法人

わごころ

特定非営利活動法人わごころ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わごころという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県我孫子市柴崎台2丁目8番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送りたいと願う人に対して、受け手と担い手が対等な関係を保ちながら願いを実現できるように、様々な援助に関する事業を担い手が作り提供することで、すべての人々が健やかで楽しく安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- ③ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防サービス

事業

- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- ⑥ 健康保険法に基づく訪問看護事業及び訪問介護事業
- ⑦ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- ⑧ 企業主導型保育事業及び一時預かり、病児保育、地域交流事業
- ⑨ 介護保険法に基づく人材育成のための養成研修事業及び介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業
- ⑩ 市民活動事業（介護援助、家事援助、配食サービス、院内介助等在宅福祉サービスに関する事業及び在宅、医療、福祉施設に対する有償・無償ボランティア派遣事業）及び自家用自動車有償運送に関する事業
- ⑪ 行政の福祉関連に関する受託事業及び学校教育関係、他機関、他の市民団体との連携事業
- ⑫ その他、この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 この法人の受益者の内、目的に賛同し入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(義務)

第8条 会員は、この法人を政治、宗教その他営利目的のために利用してはならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して、6か月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納入の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定款)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とすることができる。

(選任等)

第15条 理事は理事会において選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。

4 理事長及び副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長及び副理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して職務を掌理し、副理事長に事故あるときは

又は副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事長、副理事長及び専務理事を除く理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 5 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 指定のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事または監事のうち、その定員の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) 理事会が総会に付議した事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項の記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の決定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、通知は電子メールによって行うこともできる。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、このかぎりではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び收支予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務、役員の報酬及び費用弁償
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会に付議すべき事項の執行に関する事項
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、通知は電子メールによって行うこともできる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議決が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、このかぎりではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数 出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、1種類とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、1種類とする。

(事業計画及び收支予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席する総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散するときは、解散総会において清算人を選任する。又は、選任しない場合は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第一項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページと内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3 事務局長は、理事の中から選出する。
4 事務局長及び職員は理事長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 雜 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 吉田 充

副理事長 山口 江美

理事 重廣 一男

監事 岩佐 博行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円	年会費	0円
(2) 利用会員	入会金	1,000円	年会費 1口	3,000円 (1口以上)
(3) 賛助会員 (個人)	入会金	0円	年会費 1口	3,000円 (1口以上)
(団体)	入会金	0円	年会費 1口	5,000円 (1口以上)

附 則

7 平成26年11月26日改訂（事業の種類）

附 則

8 平成28年6月23日改訂(事業の種類)

附 則

9 平成29年9月11日改訂（事業の種類）（職務）（公告の方法）

附 則

10 令和2年10月7日改訂（事業の種類）（種別及び定款）（職務）（選任等）（報酬等）
(権能)

附 則

11 令和3年4月21日改訂（事業の種類）

この定款は当法人の現行定款に相違ありません

我孫子市柴崎台2丁目8番10号

特定非営利活動法人わごころ

理事長 吉田 充

